

NO.	項目	回答	担当部局
1. 東日本大震災の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化			
(1) 被災者・避難者への生活支援			
	2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、12年経過した今日においても県内への避難者数は、6月末で1,865人(前年比-126人)となっている。避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。	東日本大震災による避難者の方々に対しては、応急仮設住宅の提供のほか、市町村や関係団体と連携した心のケアや個別相談の取組など、きめ細かな支援に努めております。県といたしましては、今後とも、避難者の気持ちに寄り添った対応に努めてまいります。	防災局
(2) 平時における防災・減災の対策			
①	災害からの暮らし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間団体の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。	県、県社会福祉協議会及びNPO法人などで構成する「新潟県災害ボランティア調整会議」により、会議の開催やボランティアコーディネーターの研修等を通じ、関係団体間の情報共有や人材育成等を実施し、平時から関係団体間の連携促進に取り組んでまいります。また、県では、災害救助に要する費用に充てるための災害救助基金や、早期の生活再建支援を行うための災害対応基金を設けるなど、非常時に備えております。	総務部 防災局
②	災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のための公的な支援を検討すること。	災害ボランティアセンターの設置主体である、市町村社会福祉協議会や、運営を支援する市町村、県社会福祉協議会等と連携し、センターが円滑に設置・運営ができるよう人材育成等の支援に努めてまいります。	総務部
③	災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。	市町村、公共施設、医療施設の所管課に対し耐震のより一層の推進について働きかけるとともに、市町村には、令和7年度まで活用可能な財源の充当が可能となっている旨、周知し、早急な取組を促しております。県立学校施設については、3年に1度の建築士による定期点検及び職員による日常点検を行ってきたところですが、引き続き外壁打診や非構造部材の安全確認を行い、危険個所の洗い出し、修繕に努めてまいります。市町村に対しては、学校施設の維持管理の徹底についての国要請を踏まえ、必要な点検を適切に実施するよう要請しているところです。引き続き、担当者会議等を通じ、働きかけてまいります。	防災局 教育庁
2. 格差・貧困社会の是正、セーフティーネットの強化について			
(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
①	原油価格の高騰などによる物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。	自立相談支援機関への相談状況は、新型コロナウイルス感染症の影響があった時期と比べて落ち着いているところですが、相談状況に応じた必要な体制を確保していくとともに、家計改善支援事業などの任意事業の実施にも取り組んでおります。併せて、国に対し、引き続き、相談体制の整備等に必要な財源措置を要望してまいります。生活にお困りの方に対しては、県や市町村において、広報誌やチラシの配布、ポスターの掲示、ホームページ、X(旧ツイッター)、FMラジオなどを活用した広報等を行い、同制度の周知に取り組んでおります。また、生活に関してのお困りごとを気軽に相談していただくため、相談支援員等を対象とした会議や研修等でオンラインを活用した相談手法等の事例について紹介、共有するなど、オンラインによる相談体制整備について支援してまいりたいと考えております。	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
②	物価高の影響により、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされている。こうした生活困窮者の支援を進めるため、一時的な給付金に留まらず、子育て世帯や高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした買い物時の継続的な割引制度等を設けること。そして、たとえば電気料金の過度の節約により熱中症等を発症することを防ぐため、一定の要件の下で公共料金の一部を控除することにより負担軽減を図ること。加えて、ガソリン・軽油代の値下げのため、「二重課税」となっている状況を是正すると共に、燃料代の高騰が長引いた際、低体温症や凍死・衰弱死を防ぐために灯油代の割引制度を設けるなどすること。	これまでも国による数回にわたる臨時給付金等の直接的な給付金に加えて、国の交付金を活用して地域の実情に応じて市町村が行う独自支援策に対して県が補助を行うことにより、物価高騰の影響が大きい生活困窮世帯への支援を行ってきたところ。また、今般の物価高は全国的な課題であることや都道府県単位での対応が困難な事項も多いことから国の責任において全国一律の対策を直接講じることを国へ要望しているところであり、県といたしましては、今後の動向を注視しながら必要な対策を検討してまいりたいと考えております。	福祉保健部
③	相談事例において引きこもりの問題が増加傾向にあるため、県としての対応策、支援策の充実を検討すること。	県では、新潟県ひきこもり地域支援センターを（県精神保健福祉センターに）設置し、専用の「ひきこもり相談ダイヤル」により、本人・家族や関係機関からの相談をお受けし、必要に応じて来所または地域での訪問相談等により、適切な関係機関につながるよう支援を行っているところです。また、ひきこもり状態にある方は、地域において、時間をかけて寄り添う支援が行われることが重要と考えており、支援の主体である市町村において相談体制や支援ネットワークの構築が進むよう、技術援助を行うとともに、支援者向け研修会や家族交流会の開催などを行っているところです。こうした取組により、引き続き、支援体制構築に取り組みでまいりたいと考えております。	福祉保健部
④	生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。	県が実施する町村部における生活困窮者自立支援事業については、引き続き、県労働者福祉協議会（労福協）において、質の高い支援を実施いただけるよう、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。併せて、制度の円滑な実施、持続的な制度運営のための必要な財源措置について、引き続き、国へ要望してまいります。また、県では、制度を担う相談員等のスキルの向上も重要であると認識しており、国が実施する人材養成研修への参加を積極的に促すとともに県としても現場のニーズに対応できるような実践的な研修の実施等により、相談支援員の資質向上に努めているところです。	福祉保健部
(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応			
①	生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。	生活保護の申請が国民の権利であることは、県ホームページをはじめ、各自治体でもホームページや広報誌などでお知らせするとともに、申請書や保護のパンフレット・しおりなどは福祉事務所など相談窓口を設置しているところです。相談者の状況に応じて、オンラインやFAXを活用しながら、保護申請の意思のある方が確実に申請を行うことができるよう努めてまいります。	福祉保健部
②	生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。	保護の申請権の侵害と疑われる言動の有無や扶養義務調査の取扱い等についての福祉事務所での対応等について、生活保護法施行事務監査において確認しているところであり、不適切な対応がある場合は改善を指導するなど引き続き福祉事務所における適切な対応に努めてまいります。	福祉保健部
③	扶養照会が、要保護者の生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。	国通知に基づき、要保護者からの聞き取りを行った結果、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務の履行が期待できない者」に該当する場合は照会を行わないこととしております。県が福祉事務所に対して実施する生活保護法施行事務監査において、扶養照会の実施状況について確認し、必要に応じて指導に努めてまいりたいと考えております。	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
④	生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるための財政支援を行うこと。	町村部を所管する県地域福祉事務所では、65ケースに1名、市福祉事務所では80ケースに1名と、社会福祉法に基づく標準数によりケースワーカーを配置し業務を行っております。一方、業務の複雑化、多様化等によりケースワーカーの業務量が増加しているため、増員に向けた標準数の見直しや、適切な財政措置を行うよう国へ要望しているところであります。併せて、研修や会議、監査等を通じ、ケースワーカー等の専門知識の向上に努めてまいります。	福祉保健部
(3) 子どもの貧困対策の強化			
①	子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。	<p><子どもの貧困対策推進計画></p> <p>県では、「新潟県子どもの貧困対策推進計画」において、子どもの将来だけでなく現在についても、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、子ども及び保護者等に対する支援について、生活・教育・就労・経済的支援の各分野ごとに明示しており、支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮しながら、計画に基づき、様々な関係機関と連携し、総合的に施策を推進しているところです。</p> <p><ひとり親家庭への支援></p> <p>ひとり親家庭への支援については、日常生活や就労に関わるきめ細やかな支援を継続的に行う必要があることから、県では、ファミリー・サポート・センターによる家事・育児などの生活支援やフードバンクと連携した食材支援を行っているところです。</p> <p>また、「ひとり親ジョブマッチにいがた」による就業あっせんや相談対応、SNSによる情報発信、就業セミナーの開催などによる就業支援、養育費確保対策の実施による経済的支援のほか、ひとり親家庭の子ども等への学習支援など、各種支援の強化を図ってきたところです。</p> <p><子ども条例(仮称)></p> <p>さらに、現在、「新潟県子ども条例(仮称)」の策定に向けて検討しているところであり、貧困など困難な状況にある子どもを社会全体で支える姿勢を一層、明確にしております。県といたしましては、引き続き、ひとり親家庭に対する支援施策など、子どもの貧困対策の推進に努めてまいります。</p>	福祉保健部
②	相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、順次施行される改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。	<p>本県における児童虐待相談対応件数については増加傾向にあり、令和4年度については3,661件となり、過去最高を更新しています。</p> <p>令和6年4月から施行される改正児童福祉法等において、児童虐待防止対策の推進が求められていることから、児童相談所の一時保護所の体制強化、社会的養育経験者の自立支援、子どもの意見聴取の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入、市町村における「こども家庭センター」の設置等について、児童相談所や市町村、児童養護施設等と連携し、実態を踏まえた必要な対応を行ってまいります。</p> <p>引き続き、児童虐待防止対策について、市町村ほか関係機関との連携強化を図りながら、一層の推進に努めてまいります。</p>	福祉保健部
③	県内においては、様々な事情から栄養のある食事をとることができない子どもたち等へ食事を提供する、子ども食堂が開設されている。子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所の提供を行う団体、施設への効果的な支援策を講ずること。	<p>県では、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりを推進するため、地域で子どもの居場所づくりを行うNPO等の新規立ち上げ及び新たな取組について、支援を行っているところです。</p> <p>また、地域ネットワークを形成し、地域における総合的な支援体制の確立を図るため、令和4年度から子どもの居場所づくりに知見のある「子どもの居場所支援コーディネーター」を配置し、取組を強化しているところであり、引き続き、団体、施設等の効果的な支援に努めてまいります。</p>	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
④	ヤングケアラーに対して新潟県が行った調査結果が、2022年6月に公開されており、それらの調査内容を踏まえた施策の検討、関係機関との連携をすすめること。	<p>令和3年度に本県が実施した実態調査では、世話をしている家族がいるため、「宿題や勉強をする時間がとれない」「自分の時間がとれない」等の具体的な困りごとを抱えた子どもが、中学2年生で1.15%、高校2年生で0.77%と、一定数いることが明らかとなりました。</p> <p>この調査結果を踏まえ、令和4年度から、各学校においてヤングケアラーの可能性のある児童生徒の気づきを促すために、県内の全ての小学4年生から高校生を対象に、生活実態を把握する調査を実施しており、市町村の相談窓口につなげるなど速やかに必要な支援が実施できた事例もございます。</p> <p>県といたしましては、引き続き、ヤングケアラー支援検討会議の開催を通じて関係機関との連携促進を図り、専任のコーディネーターによる市町村に対する技術的助言や、教育や福祉関係者を対象としたヤングケアラーの理解促進や意識向上のための研修を行うなど、ヤングケアラーの相談支援体制の強化に努めてまいります。</p>	福祉保健部
3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について			
①	県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。	<p>令和2年度から、大学や専門学校に通う、市町村民税所得割非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免や給付奨学金を受給する高等教育修学支援新制度が開始しており、さらに、令和6年度からは、多子世帯や理工農系の学生への支援が拡充予定です。県では高校生向けの進学パンフレットや県内大学を紹介するホームページにおいて、国や自治体、各大学独自の奨学金制度について周知するとともに、高校の進学説明会等において、生徒や保護者に対して制度を紹介しております。</p> <p>本制度は、生計維持者の死亡や病気・失職など予期できない事由で家計が急変した場合には、在学している大学等を通して随時申し込むことが可能となっており、県内の大学等では奨学金対応の窓口を設け、対応しています。</p> <p>また、県内すべての大学において、学生の経済的な相談などを行えるサポート体制を整えており、県としては、こうした相談窓口等が学生にしっかりと周知されるよう、引き続き大学に働きかけてまいります。</p> <p>教育委員会においても、進学等に際して利用できる経済的支援制度をまとめた「奨学金ガイド」を作成し、高校等に配布しているほか、県ホームページにも掲載しています。</p> <p>また、高等教育修学支援新制度を紹介するリーフレットを作成し、県内の国公立の中学校に配布するなど、義務教育段階から、進学のための支援制度の周知に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き内容の改善を図りながら、分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	<p>総務部</p> <p>教育庁</p>
②	県は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。	<p>県では、国の実施する大学等奨学金について、無利子奨学金の拡充や、給付型奨学金制度の対象の拡大、運用方法の弾力化などの改善に加え、授業料等の減免対象の拡大を、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に要望しているところです。</p>	教育庁

NO.	項目	回答	担当部局
③	<p>県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施すること。</p> <p>また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること</p>	<p>高等教育の修学支援については、国が令和2年度に制度を大幅に拡充し、給付型奨学金の人数制限の撤廃、奨学金の増額及び授業料等の減免制度の導入が行われたところであります。</p> <p>当該制度については、導入後4年以内に見直しを行うこととされていることから、国では、令和6年4月から、子育て支援等の観点から多子世帯や理工農系の学生を対象に年収600万円程度の間層まで支援対象を拡大するほか、今後も更なる拡充を検討することとしています。</p> <p>県としましては、この国の修学支援新制度の活用を進めるため、教育委員会において制度の周知を行っているところであり、今後も国の動向を注視してまいります。</p> <p>県の貸与型奨学金における相談体制については、平成28年度から奨学金の返還について専門的に対応する職員を設置し、返還猶予や分割納入等の相談に応じるとともに、年収300万円以下の世帯まで返還猶予の対象を拡大したところであります。</p> <p>今後とも返還困難者からの相談に対しきめ細かく対応してまいります。</p> <p>なお、本県は若者の県外流出による人口減少が大きな課題となっていることから、大学等卒業後、県外での勤務経験を有する30歳未満の本県出身者が、Uターン就業した場合に奨学金の返還を支援することにより、若者のUターンの促進を図っており、活用も進んでおります。</p>	<p>教育庁</p> <p>産業労働部</p>
④	<p>県及び国は、公立大学の授業料等を引き下げのための施策を講じること。また、大学等修学支援法に伴う制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>公立大学の授業料の引下げについては、各大学及びその設置者がそれぞれの経営判断のもと、検討すべきものであると認識しておりますが、知事会を通じて公立大学の財政支援の充実を図るよう要望しております。</p> <p>なお、公立大学の授業料等については、国による地方交付税措置や設置団体からの支援により、私立大学と比べ低廉なものとなっております。</p> <p>県立2大学については、県から運営費交付金による支援を実施しております。</p> <p>また、各公立大学が行ってきた授業料減免等は、高等教育修学支援新制度実施後も継続しているものと認識しています。</p>	<p>総務部</p>
⑤	<p>家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、県の奨学金制度(給付・貸与)の拡充をはかること。</p>	<p>家計急変等により、経済的に困難となった世帯の高校生を支援するため、県の貸与型奨学金では緊急貸与制度を設け、随時の申請受付を行っています。</p> <p>当該制度については、県立学校の奨学金担当の教員が生徒からの相談に応じて随時案内をするとともに、ホームページにより周知を行っています。</p> <p>なお、経済的事情により大学への進学をあきらめることのないよう、国が、大学生を対象に令和2年度に修学支援新制度を実施し、それまでの給付型奨学金と比べ、人数制限の撤廃、奨学金の額の大幅な拡充や収入要件の緩和を行った上で、授業料等の減免も実施しているところです。</p> <p>県としましては、この国の新制度が十分活用されることが必要と考えており、高校生に対し制度の周知を行っているところであります。</p> <p>また、国の制度については、導入後4年以内に見直しを行うこととされていることから、国では、令和6年4月から、子育て支援等の観点から多子世帯や理工農系の学生を対象に年収600万円程度の間層まで支援対象を拡大するほか、今後も更なる拡充を検討することとしていますので、今後も国の動向を注視してまいります。</p>	<p>教育庁</p>
⑥	<p>コロナ禍や物価高に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。</p>	<p>家計急変等により減収となった世帯については、県奨学金の返還について、直近の収入状況により猶予決定を行うなど弾力的な運用を行っているところであります。</p> <p>また、県奨学金の返還者に請求書類を送付する際、返還猶予等の救済制度に関する書類を同封することにより、必要な方に対し漏れの少ないよう周知を行っています。</p> <p>今後も適切な運用に努めてまいります。</p>	<p>教育庁</p>

NO.	項目	回答	担当部局
4. フードバンク活動の促進について			
	<p>県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。子どもの貧困対策やヤングケアラー支援、食品ロス削減等の意味からも、県内のフードバンク連携組織が果たす役割は大きくなっていきます。2024年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、県として積極的に助成を含めた支援策を展開するよう要請します。</p>	<p>フードバンクについては、地域におけるボランティア活動としての自主性を尊重しつつ、食のセーフティネットの観点から支援を行っていますところ。具体的には、メディア等を活用してフードバンクの活動等を紹介するとともに、家庭や企業等から食品を提供いただく取組への協力を行っていますところ。また、物価高騰等により生活に大きな影響を受ける方々の食料支援ニーズの増大に対応するため、設備整備支援を行っているほか、財政基盤強化のため、自己資金調達の機運促進に向けたセミナーを開催しており、R6当初予算においても継続することとしております。</p>	<p>環境局 福祉保健部 農林水産部</p>
5. 持続可能な地域公共交通機関の確保について			
	<p>交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環として位置付けるとともに、鉄道を含む地域公共交通体系の充実・整備を要請します。</p>	<p>県では、事業者の独立採算による運行が限界にきているとの問題意識から、バス事業者による路線バスに加えて、市町村等が関与するデマンド交通や乗合タクシーをはじめ、新モビリティサービスや定額タクシー等へと支援内容を広げ、利用活性化を図ってまいりました。今後も、こうした取組を進めるとともに、鉄道や路線バスのほか、スクールバスやホテルの送迎バスなどの地域の交通資源のフル活用による、エリア単位での旅客サービスの一体化に向け、民間事業者との連携や広域的な実証等を通じて、市町村とともに取り組んでまいります。</p>	<p>交通政策局</p>
6. 労働者協同組合法の施行の運用について			
	<p>「労働者協同組合法」は2022年10月1日に施行されました。この新しい法人格は市民がみんなでお金をし、事業運営にみんなの意見反映を活かし、共に働く事業体として今注目を集め始めています。中央労福協では中心政策に位置付け、県労福協でも、新しい市民主体の事業化に取り組む地域活動、福祉活動として県知事への要請でも支援を要請してきました。</p> <p>現在、全国では55団体の労働者協同組合法人が開設されました（連合会組織も2か所設立されました。日本労働者協同組合連合会他）。</p> <p>また今年7月には、県内第1号の立ち上げ事例として、関川村にて農産物（かぼちゃ）の卸売販売、加工品のインターネット販売を行う労働者協同組合「パンプアップせきかわ」が立ち上げられました。</p> <p>全国での活動事例も、自治会と連携した地域の活性化や、地域おこし協力隊による事業継続、高齢者、障がい者、子育て家庭への様々なサポート事業、福祉サービスを始める事例など、地元の人的資源に主体を求め、新しい地域おこしに取り組む事例が様々な分野で広がる契機となり始めています。また中小企業の継業の方向性としても考えられています。</p> <p>この法律の最大の特徴は人材派遣業以外のあらゆる事業分野に事業が取り組める組織法となっており、市民協同、農山村の過疎化、市民を主体にする福祉分野、中小企業対策、産業育成など地方自治の活性化、主体化の可能性を幅広く広げるものとなっていることです。</p> <p>新潟県においては、引き続き、この法が実効性あるものとなり、労働者の生活向上はもとより地方の活性化につながるよう、自治会、市民協同、地域福祉、中小企業対策などの多部署の自治体職員、県下基礎自治体への法律周知の学習会の開催、制度内容の県民、市町村関係機関への周知の徹底および、市民対象の周知イベントの開催と「労働者協同組合法人」の設立や法人移行に関わる相談窓口の確立など、具体的な対応策について予算措置を含め要請します。</p>	<p>労働者協同組合は、地域における多様な課題や需要に応じた就労の機会を創出することにより、持続可能で活力のある地域社会を実現するために、大きな役割を果たすものと期待しています。</p> <p>県でも、相談窓口や手続きの周知のほか、庁内及び市町村等の行政職員や産業支援機関職員等を対象とした研修会を開催したり、勉強会やフォーラムの参加を呼び掛けてまいりました。今年度、県内第1号が立ち上がったところであり、その活動内容を県内に周知していくとともに、今後とも引き続き国の取組とも連携しながら、全国の取組事例の紹介等も含め更なる周知に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>産業労働部</p>

NO.	項目	回答	担当部局
7. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う対応について			
(1)	「困難女性支援法」施行を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させるための創意工夫した取り組みにより、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を構築すること。とりわけ、行政の相談支援機関・連携機関に徹底すること。	県基本計画では、重点目標の一つに「情報発信の強化」を定め、今後、県民向けフォーラム等の開催やインターネット等様々な広報媒体を活用した周知啓発に取り組むこととしています。 また、市町村や民間団体等も参加する支援調整会議を活用し、広域的な支援のネットワークづくりを進めるとともに、市町村の女性支援担当者への研修や情報交換会の開催し、専門的知識や技術の向上に努めてまいります。	福祉保健部
(2)	地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。県内全ての市町村において「困難女性支援法」に基づく基本計画が策定されるように支援すること。	令和6年度に女性相談支援センターに「女性支援コーディネーター」を配置し、体制強化を図るとともに、市町村の相談支援体制を支援してまいります。 また、民間団体と連携・協働して一時保護入所者への同行支援や、退所者への自立に向けた支援にも力を入れて取り組むこととしています。 市町村において基本計画の策定が進むよう圏域単位での支援調整会議を開催するほか、研修や情報交換会を開催することとしています。	福祉保健部